

砂川市訓令第3号  
令和6年2月9日

砂川市住民税均等割のみ課税世帯特別給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## 砂川市住民税均等割のみ課税世帯特別給付金支給事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この訓令は、エネルギー・食料品等の物価高騰による影響を踏まえ、住民税均等割のみ課税世帯に対し、経済的な負担を軽減するため砂川市（以下「市」という。）が行う特別給付金の支給事業に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民税均等割のみ課税世帯 同一世帯に属するもの全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和5年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下「住民税」という。)均等割のみ課されている者又は住民税均等割のみ課されている者と住民税均等割が課されていない者で構成される世帯をいう。
- (2) 住民税均等割のみ課税世帯特別給付金 エネルギー・食料品等の物価高騰による経済的な負担を軽減するために、住民税均等割のみ課税世帯に対し、市によって贈与される給付金をいう。

### (支給対象者)

第3条 住民税均等割のみ課税世帯特別給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、令和5年12月1日(以下「基準日」という。)において、市の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)であって、住民税均等割のみ課税世帯の世帯主とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯又は前住所等で同様の給付金の支給を受けた世帯の世帯主は、支給要件を満たさないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者)を支給対象者とする。
- 4 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

### (支給額)

第4条 支給対象者に対して支給する給付金の金額は、1世帯当たり10万円とする。

(支給の方式及び決定)

第5条 市は、支給対象と推定する者に対し、別記第1号様式の令和5年度住民税均等割のみ課税世帯特別給付金の給付についてにより支給の通知を行う。

2 支給対象者は、前項の通知を受けた際、別記第2号様式の住民税均等割のみ課税世帯特別給付金受給拒否の届出書により受給の拒否を届け出ることができる。

3 第1項の通知を受けた者のうち支給対象に該当しない者は、別記第3号様式の住民税均等割のみ課税世帯特別給付金非該当の届出書により支給対象者要件に該当しないことを届け出るものとする。

4 市長は、第2項又は第3項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、給付金を支給する。

5 支給対象者に対する市による給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号及び第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 口座振込方式 市が過去に振込先として使用した金融機関の口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前項の支給の決定前までに、支給対象者が市に別記第4号様式の住民税均等割のみ課税世帯特別給付金支給口座登録等の届出書を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

(3) 現金受領方式 市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(給付金の支給等に関する周知等)

第6条 市長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、支給方法等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(届出書の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第7条 市長が第5条第4項の規定による支給の決定を行った後、給付金の振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず同条第5項第2号の届出書の提出が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、やむを得ない場合を除き、受給を辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この訓令の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年2月9日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和6年7月31日限り、その効力を失う。

## 別記(第3条関係)

### 1 配偶者その他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 次に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者(以下「申出者」という。)については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の給付金については、市から支給する。

① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしていない者(婦人相談所一時保護所(一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。))又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族(配偶者を除く。以下同じ。)等当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしていない入所者を含む。)及びその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していない者

② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定に基づく保護命令(同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令)が出されていること。

② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署)、行政機関及び関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体)が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。

④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合等当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

### 2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童(児童(基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。))及び児童以外の者(基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。))及び(6)における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。)については、市における支給対象者とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童(保護者(児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。(2)において同じ。))の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。)
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が執られて同法第42条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。)
- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設(以下「母子生活支援施設」という。)に入所している者(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

### 3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」(以下「措置入所等障害者・高齢者」という。)であつて、基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者については、市における支給対象者とする。ただし、市が入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当

課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者(措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。)を含む。以下同じ。)(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)をいう。
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)をいう。

#### 4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスや事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていないものについて、基準日の翌日以降、市の住民基本台帳に記録されたときは、市における支給対象者とする。

#### 5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出たものについて、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における支給対象者とする。

発行日 年 月 日

様

砂川市長

## 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯 特別給付金の給付について

住民税均等割のみ課税世帯特別給付金の給付について、令和5年度分住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

なお、下記に該当する方は届出書を 月 日（ ）までに市役所⑬番窓口へ提出してください。

### ●届出が必要な方

- ・本給付金の受給を辞退される方
- ・口座の解約等により本給付金の振込に支障が生じる恐れがある方
- ・住民税課税者の扶養親族となっている方、又はその可能性がある方

※各種届出書は本通知に同封しておりません。必要な場合はお手数ですが、砂川市ホームページよりダウンロードしていただくか、下記お問い合わせ先へご連絡ください。

### ●支給方法、支給口座、支給額を確認してください。

支給方法	
支給口座	
支給額	100,000円
振込予定日	

※過去に給付金等をお振込みしている口座に給付金を振り込ませていただきます。

※本給付金の振り込み手続きが完了した際は、支給決定通知書を発送いたします。

※本給付金は、令和5年12月1日基準日時点において砂川市に住民登録があり、次の(1)又は(2)に該当する世帯の世帯主に給付いたします。(世帯の全員が住民税課税者に扶養されている世帯は給付の対象になりません。)

(1)世帯全員が「令和5年度分住民税均等割のみ課税」である世帯

(2)「令和5年度住民税が均等割のみ課税」の方と「令和5年度住民税が非課税」の方で構成される世帯

### 【お問合せ先】

〒073-0195

北海道砂川市西7条北2丁目1番1号

砂川市役所社会福祉課社会福祉係

(砂川市役所⑬番窓口)

TEL 0125-74-8103 (直通)



## 住民税均等割のみ課税世帯特別給付金 受給拒否の届出書

住民税均等割のみ課税世帯特別給付金 支給市区町村

市区町村  
受付印

砂川市長 様

- 1 私は、「住民税均等割のみ課税世帯特別給付金」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2 本届出により、「住民税均等割のみ課税世帯特別給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

( )

### 『届出者本人確認書類の写し』

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し(いずれか1つ)

## 住民税均等割のみ課税世帯特別給付金 非該当の届出書

住民税均等割のみ課税世帯特別給付金 支給市区町村

砂川市長 様

市区町村  
受付印

私の世帯は、次の理由により「住民税均等割のみ課税世帯特別給付金」の支給要件に該当しないことをここに届け出ます。

(該当する項目のチェック欄(□)にレを記入してください。)

- 令和5年度分の住民税が課税されている者の扶養親族のみで構成されているため。
- 既に他の市町村から同様の給付金を支給されているため。

年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

( )

### 『届出者本人確認書類の写し』

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し(いずれか1つ)

住民税均等割のみ課税世帯特別給付金  
支給口座登録等の届出書

住民税均等割のみ課税世帯特別給付金 支給市区町村

砂川市長 様

市区町村  
受付印

## 1. 届出者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
		年 月 日	電話 ( )

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

## 2. 新規振込先指定口座

記載された口座を既に解約しているなどの理由で新しい口座への振込を希望する場合や、  
振込先指定口座を変更する場合には、以下のいずれか1つのチェック欄(□)にレを記入してください。

- ①当市の住民税等の引き落とし、児童手当等の支給に現に使用している口座であって、世帯主(申請者)名義のもの  
※この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、税部局等に照会することを承諾します。(通帳等の写しは不要)
- 住民税等の引落口座  児童手当等の受給口座  
(希望する場合はいずれか1つのチェック欄(□)にレを記入してください。)

- ②下記の口座への振込を希望します。(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

【受取口座記入欄】※②を選択した場合、下記に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※通帳の表記に合わせてください
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄に ご記入ください。)	通帳番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又は キャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 ※ 0		

(注)金融機関で口座が作成できない等口座による受給ができない方は、砂川市保健福祉部社会福祉課社会福祉係(0125-74-8103)まで  
お問い合わせください。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)にレを記入してください。)

- 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月31日までに、市が届出者に連絡・  
確認できない場合に、やむを得ない場合を除き、住民税均等割のみ課税世帯特別給付金が支給されないことに同意します。

## 提出書類

- 『住民税均等割のみ課税世帯特別給付金支給口座登録等の届出書』(本書)  
※ 必要事項をご記入ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し』(「2. 新規振込先指定口座」で②を選択した場合に限る。)  
※ 通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しをご用意ください。
- 『届出者本人確認書類の写し』  
※ マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し(いずれか1つ)をご用意ください。

## 『受取口座を確認できる書類の写し』

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる  
通帳やキャッシュカードの写し

(表面の「2. 新規振込先指定口座」で、②を選択した場合に限る。)

## 『届出者本人確認書類の写し』

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し(いずれか1つ)